

## 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、  
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、  
先発医薬品の処方を希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。



### 特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

### 特別の料金の計算について



## 保険対象の費用についてのお知らせ

当薬局では、療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目については、その使用量、サービスに応じた実費の負担をお願いしています。

### ①患者希望による一包化

.....7日分につき 1150円



※60歳以下で一包化を希望する方が対象。薬剤師が服薬指導時に一包化の必要性を認めた場合は、60歳以下であっても調剤報酬点数表による算定をいたします。

### ②患者さん宅への薬持参料・在宅医療の交通費

.....一律500円

※配達・在宅を行なっている患者様で薬局より直線距離で半径10kmを超えた場合に交通費として負担させていただきます。



### ③長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。

上記について分からないことがあればお気軽にスタッフまでお尋ね頂ければと思います。

ケイ薬局